

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順 (ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書
次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
千葉県〇区〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ●特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等) ●電話勧誘販売 ●訪問購入 (いわゆる訪問買取) 	8日間	<ul style="list-style-type: none"> ●業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法等) ●連鎖販売取引 (マルチ商法) 	20日間
--	-----	---	------

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品 (化粧品・健康食品) で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

商品・サービスの契約トラブルは 千葉市消費生活センター

相談専用電話

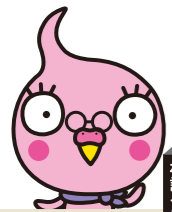
043-207-3000



【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索



消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。



- 楽しんでかせげる
- 絶対もうかる
- 今だけ特別
- あなただけ

BOKU KAMOKAMO... ©YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

土曜日も相談できます 商品・サービスの契約トラブルは



千葉市消費生活センター 相談専用電話

043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索

